

鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 10 月 15 日 (火) 第 558 号 の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○ 最 高 裁 判 所 裁 判 官 国 民 審 査 に お け る 投 票 用 紙 の 様 式

(選 挙 管 理 委 員 会 取 扱 い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 57 号

令 和 6 年 10 月 27 日 執 行 の 最 高 裁 判 所 裁 判 官 国 民 審 査 に お け る 投 票 用 紙 の 様 式 は , 次 の と お り と す る 。

令 和 6 年 10 月 15 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

1 一 般 投 票 用 紙

							× を 書 く 欄	<p>注 意</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官について は、その氏名の上の欄に×を書くこと。 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。</p> <p>最 高 裁 判 所 裁 判 官 国 民 審 査 投 票</p> <p>鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 印</p>
中 村 慎	石 兼 公 博	平 木 正 洋	今 崎 幸 彦	宮 川 美 津 子	尾 島 明	裁 判 官 の 氏 名		

- 備考 1 用紙の色は、うぐいす色とする。
- 2 文字は、黒色刷りとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込み式とする。
- 4 規格は、縦8センチメートル、横12.8センチメートルとする。

2 点字投票用紙

<p>点 字 投 票</p> <p>最 高 裁 判 所 裁 判 官</p> <p>国 民 審 査 投 票</p> <p>注 意</p> <p>一 やめさせた方がよいと認める裁判官があるときは、その氏名を書き置くこと。</p> <p>二 やめさせた方がよいと認める裁判官がないときは、何も書かないこと。</p>	<p>鹿 児 島 県</p> <p>選 挙 管 理</p> <p>委 員 会 印</p>
--	--

- 備考 1 用紙の色は、うぐいす色とする。
- 2 文字は、黒色刷りとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込み式とする。
- 4 規格は、縦 8 センチメートル、横 16 センチメートルとする。